

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号  
**実用新案登録第3207014号**  
**(U3207014)**

(45) 発行日 平成28年10月20日 (2016. 10. 20)

(24) 登録日 平成28年9月28日 (2016. 9. 28)

(51) Int. Cl. F 1  
**E O 4 F 15/14 (2006.01)** E O 4 F 15/14

評価書の請求 未請求 請求項の数 5 書面 (全 9 頁)

(21) 出願番号 実願2016-2572 (U2016-2572)  
 (22) 出願日 平成28年5月19日 (2016. 5. 19)

(73) 実用新案権者 503224507  
 新成外興株式会社  
 東京都立川市錦町六丁目二十三番地十八号  
 (72) 考案者 渡辺 晴志  
 東京都立川市錦町6-23-18新成外興  
 株式会社内  
 (72) 考案者 菅田 高行  
 東京都立川市錦町6-23-18新成外興  
 株式会社内

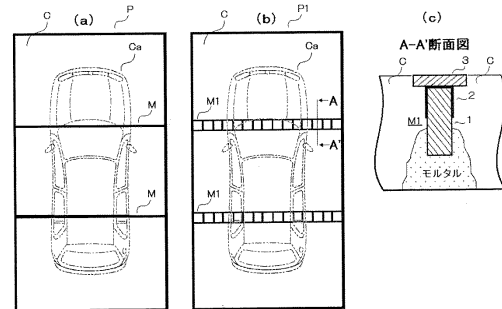
(54) 【考案の名称】 目地材

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 意匠性に優れ、安価で汎用性があり、施工性のよい目地材又は見切材を提供する。

【解決手段】 コンクリート建築物のコンクリートC間を所定の間隔で隙間をあける目地部に施工する目地材M 1 又は、コンクリートCと砂利等との区分けをする境界線等に配置する見切材において、主柱部1と、主柱部1を保持する保持部2と、保持部2に固着され少なくとも2つ以上の自然石を連ねて配置する化粧部3と、を有することにより、意匠性に優れ、安価で汎用性があり、施工性のよい目地材又は見切材を提供することができる。

【選択図】 図3



## 【実用新案登録請求の範囲】

## 【請求項 1】

コンクリート建築物のコンクリート間を所定の間隔で隙間をあける目地部に施工する目地材又は、コンクリートと砂利等との区分けをする境界線等に施工する見切材において、主柱部（ 1 , 1 1 , 2 1 ）と、前記主柱部を保持する保持部（ 2 , 1 2 , 2 2 ）と、前記保持部に固着され少なくとも 2 つ以上の自然石を連ねて配置する化粧部（ 3 , 2 3 ）と、を有し、前記目地部又は、前記境界線等に配置されることを特徴とする目地材又は見切材。

## 【請求項 2】

前記主柱は、発泡材にて直方体に形成し、該主柱の側面に柔軟性を調節する柔軟性調節部 1 3 を有することを特徴とする請求項 1 に記載の目地材又は見切材。

## 【請求項 3】

前記主柱の柔軟性調節部は、短手方向にスリット 1 4 を設けてなることを特徴とする請求項 2 に記載の目地材又は見切材。

## 【請求項 4】

前記主柱の柔軟性調節部の柔軟性は、前記スリットの数、前記スリットの幅及び前記各スリット間の間隔により調節することを特徴とする請求項 3 に記載の目地材又は見切材。

## 【請求項 5】

前記化粧部間に、緩衝材 2 4 を介在させたことを特徴とする請求項 1 に記載の目地材又は見切材。

## 【考案の詳細な説明】

## 【技術分野】

## 【0001】

本考案は、コンクリート建築物のコンクリート間を所定の間隔で隙間をあける目地部に施工する目地材又は、コンクリートと砂利等との区分けをする境界線等に施工する見切材に関する。

## 【背景技術】

## 【0002】

従来、コンクリート建築物では、コンクリートに発生するひび割れを意図した箇所に誘導するため、ひび割れ誘発目地材が施工される。

目地材は、用途によって、種々の提案がなされている。

特許文献 1 には、目地材本体の上部に補強キャップが付いていない一般的な目地材が記載されている。

また、特許文献 2 には、目地材本体の上部に補強キャップ（板状支持体）が付いている目地材が記載されている。

しかし、特許文献 1 及び特許文献 2 の目地材では、目地材本体の上部に補強キャップの有無に関わらず化粧部がなく、これらの目地材を施工した部分の前記目地部には、ただの線にしかならないため、意匠性が極めて悪かった。

## 【0003】

一方、図 1 0 の如く、コンクリートと砂利等との区分けをする境界線には、一般的に意匠性の観点から、境界線に沿って、コンクリートブロック（通称ピンコロ）や石材等のいわゆる見切材を敷き詰めている。

しかし、コンクリートブロックや石材は、個々のサイズは大きくすることができないため、設置する距離が長い場合、大量に必要な場合、これらコンクリートブロックや石材は、高価であるため大量に必要な場合は、コストが非常にかかるという問題があった。また、コンクリートブロックや石材を敷き詰める作業は、非常に工数がかかり、施工性が悪いという問題もあった。

## 【先行技術文献】

## 【特許文献】

10

20

30

40

50

【0004】

【特許文献1】特開平7-229279号公報

【特許文献2】特開平5-44331号公報

【考案の概要】

【考案が解決しようとする課題】

【0005】

本考案は、上述の問題を解決するものであり、意匠性に優れ、安価で、汎用性もあり、施工性のよい目地材又は見切材を提供するものである。

【課題を解決するための手段】

【0006】

本考案の目地材又は見切材は、主柱部と、前記主柱部を保持する保持部と、前記保持部に固着され少なくとも2つ以上の自然石を連ねて配置する化粧部と、を有し、前記目地部又は、前記境界線等に配置されることを特徴としている。

10

【0007】

また、前記主柱は、発泡材にて直方体に形成し、該主柱の側面に柔軟性を調節する柔軟性調節部を有することを特徴としている。

【0008】

さらに、前記主柱の柔軟性調節部は、短手方向にスリットを設けてなることを特徴としている。

【0009】

また、前記主柱の柔軟性調節部の柔軟性は、前記スリットの数、前記スリットの幅及び前記各スリット間の間隔により調節することを特徴としている。

20

【0010】

さらに、前記化粧部間に、緩衝材を介在させたことを特徴としている。

【考案の効果】

【0011】

本考案の目地材又は見切材は、主柱部と、前記主柱部を保持する保持部と、前記保持部に固着され少なくとも2つ以上の自然石を連ねて配置する化粧部と、を有し、前記目地部又は、前記境界線等に配置されることにより、従来の目地材又は見切材と比較し、化粧部を自然石で構成するため、意匠性に優れている。

30

【0012】

また、発泡材にて直方体に形成し、該主柱の側面に柔軟性を調節する柔軟性調節部を有することにより、主柱に柔軟性を持たせるとともに、その柔軟性を調節することができ、前記目地部が曲線であっても自由に配置することができ、汎用性があり、施工性もよい。

【0013】

さらに、前記主柱の柔軟性調節部は、短手方向にスリットを設けてなることにより、簡単な方法で柔軟性調節部を構成することができる。

【0014】

また、前記主柱の柔軟性調節部の柔軟性は、前記スリットの数、前記スリットの幅及び前記各スリット間の間隔により調節することにより、柔軟性をより簡単に、より詳細に調節することができる。

40

【0015】

さらに、前記化粧部間に、緩衝材を介在させたことにより、コンクリートの収縮を前記緩衝材が吸収し、前記化粧部の負荷を低減させることができる。

【図面の簡単な説明】

【0016】

【図1】 第一の実施形態の目地材又は見切材を示す正面図

【図2】 第一の実施形態の目地材又は見切材を示す斜視図

【図3】 一般的な目地材及び第一の実施の形態の使用状態を示す説明図

【図4】 第二の実施形態の目地材又は見切材を示す正面図

50

【図 5】 第二の実施形態の目地材又は見切材を示す斜視図及び一部を拡大した拡大側面図

【図 6】 第二の実施形態の目地材又は見切材を曲線状にした斜視図

【図 7】 第二の実施形態の目地材又は見切材の使用状態を示す説明図

【図 8】 第三の実施形態の目地材又は見切材を示す平面図

【図 9】 第三の実施形態の目地材又は見切材を示す正面図

【図 10】 コンクリートブロックを使用した一般的な使用状態を示す説明図

【考案を実施するための形態】

【0017】

以下、本考案を実施するための最良の形態を、図面を参照して説明する。

10

図 1 及び図 2 は、第一の実施の形態の目地材を示す正面図及び斜視図である。

図 1 及び図 2 の如く、目地材又は見切材 M 1 は、主柱 1、保持部 2 及び化粧部 3 で構成されている。目地材又は見切材 M 1 は、以降、省略して名称を目地材 M 1 とする。

【0018】

図 1 及び図 2 の如く、前記主柱 1 は、直方体をなし、発泡材で形成されている。本実施の形態では、前記主柱 1 の奥行き方向（図 2 参照）の長さを 1 m としているが、長さもこれに限定されるものではない。

【0019】

前記保持部 2 は、合成樹脂製で槌状をなし、前記主柱 1 の図中上部を囲うように嵌合している。該保持部 2 は、前記主柱 1 に固着しているわけではなく、図 2 の矢印方向に移動自在となっている。該保持部 2 は、柔軟性のある前記主柱 1 を保持することにより、後述する前記化粧部 3 の固着をより安定させることができる。また、該保持部 2 は、前記主柱 1 と同程度の長さ形成されている。

20

【0020】

前記化粧部 3 は、自然石（天然石）を略正方形に加工し、前記保持部 2 の図中上面に連なって固着されている。該化粧部 3 の前記保持部 2 への固着方法は、接着剤による接着でもよいし、両面テープ等による接着でもよい。本実施の形態の化粧部 3 は、1 辺を約 50 mm 程度とし、厚みを 10 mm 程度にしているが、大きさはこれに限定されるものではない。

【0021】

すなわち、前記化粧部 3 を上述した大きさ位にすると、コストも安くすることができる上、重量も重くならないため、施工が簡単になる。また、該化粧部 3 は、複数の自然石を前記保持部 2 の図中上面に連なって固着しているため、コンクリートブロック（ピンコロ）をひとつひとつ並べていくような施工よりも、格段に施工が簡単になる。なお、化粧部 3 の形状は、正方形に限定されるものではなく、長方形でもよいし、円形でもよい。

30

【0022】

図 3 は、前記目地材 M 1 の使用状態を示す説明図である。図 3 (a) は、コンクリート C を埋めた駐車場 P の一部に一般的な目地材 M を使用している図である。仮想線で示されているのは、前記駐車場 P に駐車した場合の車 C a である。図 3 (b) は、コンクリート C を埋めた駐車場 P 1 の一部に本実施の形態の目地材 M 1 を使用している図である。図 3 (c) は、図 3 (b) の A - A' の断面図である。図 3 (c) の如く、前記目地材 M 1 は、前記主柱 1 の下方をモルタルで固定して施工される。本実施の形態では前記目地材 M 1 の前記化粧部 3 の上面高さは、前記コンクリートの上面と一致させているが、これに限定されるものではなく、コンクリートの上面よりも、前記化粧部 3 をあえて高くしたり、低くしてもよい。

40

【0023】

図 3 (a) の如く、駐車場 P に一般的な目地材を施工した場合、特に化粧部を設けていないため、ただ線があるだけのものに見えて意匠性が悪い。最近では、色をつけた目地材もあるが、これでも意匠性が優れているとは言えない。

一方、図 3 (b) の如く、前記目地材 M 1 は、前記化粧部 3 を有しているため、一般的

50

な目地材とは異なり、意匠性に優れている。本実施の形態の目地材 M 1 は、図 3 ( b ) に示すような直線的な目地部に施工される。

【 0 0 2 4 】

図 4 ないし図 6 は、第二の実施の形態の目地材を示す正面図、説明図及び斜視図である。図 4 ないし図 6 の如く、目地材又は見切材 M 2 は、主柱 1 1、保持部 1 2 及び化粧部 3 で構成されている。目地材又は見切材 M 2 は、以降、省略して名称を目地材 M 2 とする。

【 0 0 2 5 】

前記主柱 1 1 は、直方体をなし、発泡材で形成されている。

図 5 及び図 6 の如く、該主柱 1 1 の側面には、柔軟性を調節する柔軟性調節部 1 3 である複数のスリット 1 4 を設けている。該スリット 1 4 は、短手方向 ( 図 5 図中上下方向 ) に形成している。

10

【 0 0 2 6 】

前記スリット 1 4 の数、幅、各スリットの間隔によって、前記主柱 1 1 の柔軟性を調節することができる。このように、前記主柱 1 1 の柔軟性調節部 1 3 を設けることにより、第一の実施の形態のように、直線的な目地部のみならず、様々な形状、例えば、図 6 の如く、目地材 M 2 を曲線に形成することも可能である。すなわち、本実施の形態の目地材 M 2 は、図 7 の如く、曲線状に形成された目地部またはコンクリートと砂利等との区分けをする境界線に施工するのに適している。なお、本実施の形態では、区分けをコンクリートと砂利としているが、これに限定されるものではない。見切材は、区分けをできればよいため、例えば、芝と砂利との区分けであったり、違う砂利同士を区別したり、土と直物を植えている場所を区別したり、樹木の周りを囲って区別したりする場所であってもよい。

20

【 0 0 2 7 】

図 5 の如く、前記柔軟性調節部 1 3 は、前記スリット 1 4 の数を増やしたり、該スリット 1 4 の幅を広げたり、各スリットの間隔を狭めることにより、より柔軟性が増大し、前記スリット 1 4 の数を減らしたり、該スリット 1 4 の幅を縮めたり、各スリットの間隔を広げることにより、より柔軟性が低減するようにしている。なお、本実施の形態では、前記スリット 1 4 の幅を 5 mm、凹み 5 mm、各スリットの間隔を 5 0 mm としている。前記主柱 1 1 の奥行き方向 ( 図 5 拡大側面図参照、但し図 5 の主柱は全長を記載しているのではなく一部を省略して記載している ) の長さを 1 m としているが、長さもこれに限定されるものではない。

30

【 0 0 2 8 】

前記保持部 1 2 は、合成樹脂製で槌状をなし、前記主柱 1 1 の図中上部を囲うように嵌合している。該保持部 1 2 は、前記主柱 1 1 に固着しているわけではなく、図 5 の矢印方向に移動自在となっている。該保持部 1 2 は、柔軟性のある前記主柱 1 1 を保持することにより、後述する前記化粧部 3 の固着をより安定させることができる。また、該保持部 1 2 は、前記化粧部 3 と同程度の長さに形成されている。

【 0 0 2 9 】

前記化粧部 3 は、第一の実施の形態と同じであるため、説明を省略する。このように、本実施の形態の目地材 M 2 は、図 7 の如く、前記主柱 1 1 の柔軟性調節部 1 3 により、曲線状のコンクリートと砂利との境界線に施工するのに適している。

40

【 0 0 3 0 】

図 8 及び図 9 は、第三の実施の形態の目地材又は見切材 M 3 を示す平面図 ( 一部のみ ) 及び正面図である。目地材又は見切材 M 3 は、以降、省略して名称を目地材 M 3 とする。図 8 及び図 9 の如く、前記目地材 M 3 は、主柱 2 1、保持部 2 2 及び化粧部 2 3 を有し、前記化粧部 2 3 は第一または第二の実施形態とは異なり、化粧部 2 3 のほぼ中央に緩衝材 2 4 を設けて構成されている。

【 0 0 3 1 】

前記緩衝材 2 4 は、材質をポリエチレン樹脂としている。ところで、目地材はコンクリート間に配置する場合、コンクリートは収縮するため、化粧部がコンクリート間に挟まれていると、化粧部は該コンクリートの膨張により圧縮方向の力を受ける場合がある。その

50

際、図 8 及び図 9 のように、化粧部 2 3 間に前記緩衝材 2 4 を介在させていると、この緩衝材 2 4 が化粧部 2 3 の圧縮を吸収するため、化粧部 2 3 にかかる余計な負荷を低減させることができる。

【 0 0 3 2 】

前記主柱 2 1 は、前記第一の実施の形態と同じであるため、説明を省略する。

【 0 0 3 3 】

前記保持部 2 2 は、前記主柱 2 1 を保持する性能は前記第一の実施の形態と同じであるが、本実施の形態の保持部 2 2 は、前記主柱 2 1 を保持するのと同様に、前記化粧部 2 3 も保持できるように図 9 の上方にも左右に側板を有している。この左右にある側板により前記化粧部 2 3 を保持することができる。

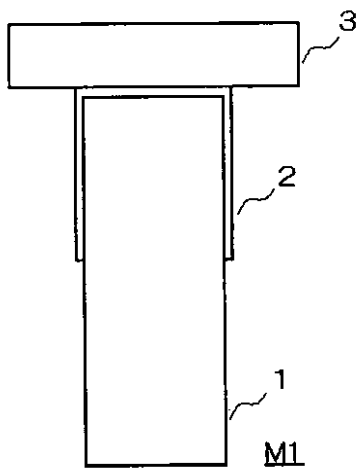
10

【符号の説明】

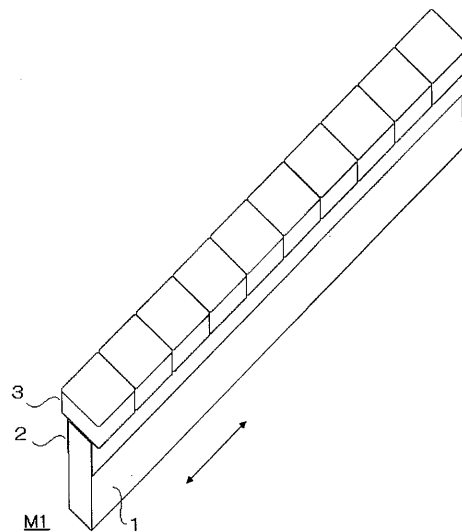
【 0 0 3 4 】

- |               |        |
|---------------|--------|
| 1 , 1 1 , 2 1 | 主柱     |
| 2 , 1 2 , 2 2 | 保持部    |
| 3 , 2 3       | 化粧部    |
| 1 3           | 柔軟性調節部 |
| 1 4           | スリット   |
| 2 4           | 緩衝材    |

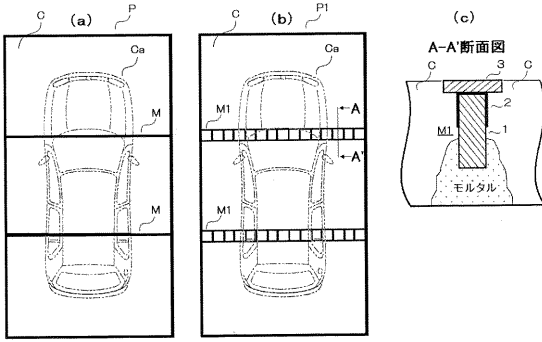
【 図 1 】



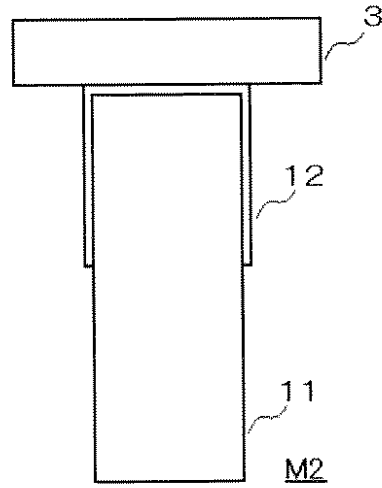
【 図 2 】



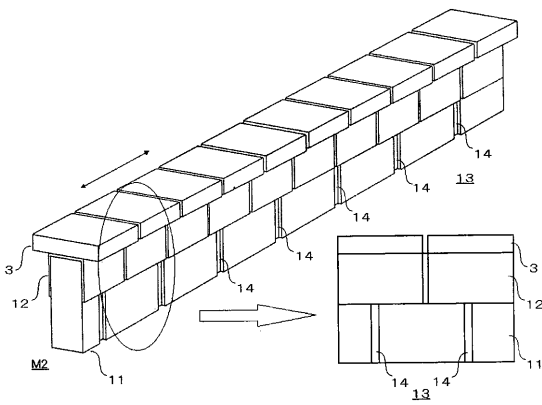
【図3】



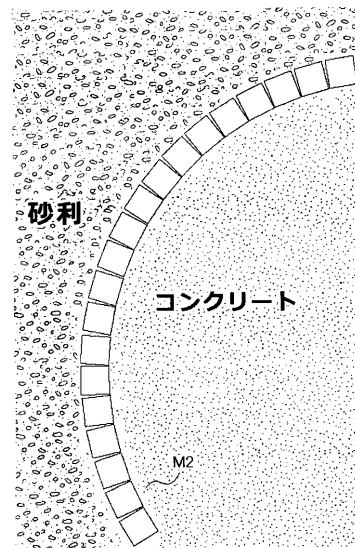
【図4】



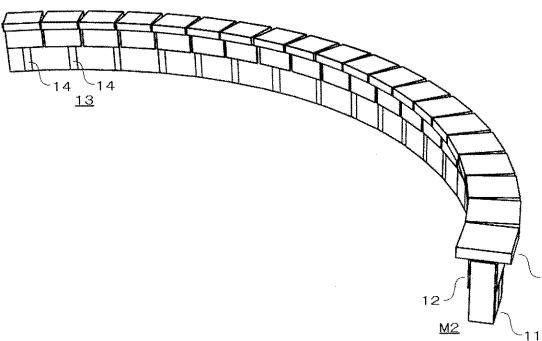
【図5】



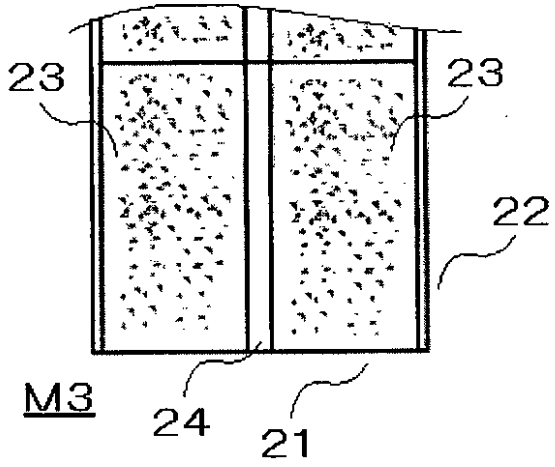
【図7】



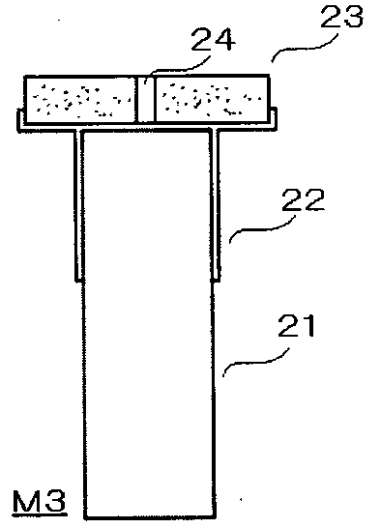
【図6】



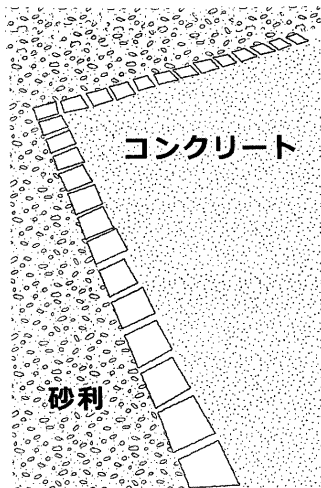
【図 8】



【図 9】



【図 10】



## 【手続補正書】

【提出日】平成28年7月25日(2016.7.25)

## 【手続補正1】

【補正対象書類名】実用新案登録請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

## 【補正の内容】

## 【実用新案登録請求の範囲】

## 【請求項1】

コンクリート建築物のコンクリート間を所定の間隔で隙間をあける目地部に施工する目地材又は、コンクリートと砂利との区分けをする境界線に施工する見切材において、主柱部(1, 11, 21)と、前記主柱部を保持する保持部(2, 12, 22)と、前記保持部に固着され少なくとも2つ以上の自然石を連ねて配置する化粧部(3, 23)と、を有し、前記目地部又は、前記境界線に配置されることを特徴とする目地材又は見切材。

## 【請求項2】

前記主柱部は、発泡材にて直方体に形成し、該主柱部の側面に柔軟性を調節する柔軟性調節部13を有することを特徴とする請求項1に記載の目地材又は見切材。

## 【請求項3】

前記主柱部の柔軟性調節部は、短手方向にスリット14を設けてなることを特徴とする請求項2に記載の目地材又は見切材。

## 【請求項4】

前記主柱部の柔軟性調節部の柔軟性は、前記スリットの数、前記スリットの幅及び前記各スリット間の間隔により調節することを特徴とする請求項3に記載の目地材又は見切材。

## 【請求項5】

前記化粧部間に、緩衝材24を介在させたことを特徴とする請求項1に記載の目地材又は見切材。